

令和6年高島市農業委員会第9回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月10日（火）
午後1時30分から午後3時05分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（16人）

会長	6番	中田正敏
副会長	10番	地村満信
	1番	田中孝敏
	2番	青谷喜代一
	7番	前川幸雄
	8番	古谷久栄
	9番	上原満枝
	11番	中川幸雄
	12番	中江武良
	13番	岸田忠則（議事録署名委員）
	14番	山田善嗣（議事録署名委員）
	15番	浅井嘉己
	16番	古田卓見
	17番	清水 巧
	18番	足立 功
	19番	石津紘子
- 4 欠席委員

	3番	橋本久義
	4番	高木敏一
	5番	采野 哲
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	報告事項
第 1	令和6年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第2回会長会について
第 3	報告第18号 農地の転用事実に関する照会について

- 第 4 議案第 4 9 号 農地買受適格証明書の審議について
- 第 5 議案第 5 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 5 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について
- 第 8 議案第 5 3 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 9 議案第 5 4 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 1 0 議案第 5 5 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について

5. 連絡事項

（1）令和 6 年第 1 0 回総会について

- ・ 日 時 令和 6 年 1 0 月 1 0 日（木） 午後 1 時 3 0 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

（2）農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

- ・ 日 時 令和 6 年 1 0 月 2 4 日（木） 午後 1 時 3 0 分
- ・ 場 所 守山市民ホール

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	主査	森 仁詩
	主事	南村 悠斗

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎 弘
	参事	前河 康史
	主任	飯田 浩一

1 0. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。なお、本日は、分科会より報告いただきました意見書を配布させていただいております。後日、ご意見をお伺いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、本日の総会終了後、会長、副会長、分科会の代表および副代表を交えての意見書調整会議を予定しております。スムーズな議事進行につき、御協力をよろしくお願いいたします。 それでは、令和 6 年第 9 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は 1 6 名の委員に、ご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。 欠席委員は、3 番橋本久義委員、4 番高木敏一委員、5 番采野哲委員の 3 名となります。
-----	---

	本日の案件は、報告事項 1 件、報告案件 4 件、農地買受適格証明書案件 2 件、農地法に基づく許可等案件として、第 3 条案件 6 件、第 5 条案件 4 件、相続税の納税猶予に関する適格者証明案件 1 件、引き続き農業経営を行っている証明案件が 1 件、市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画案件が 2 8 件、農用地利用集積等促進計画案件が 1 1 6 件、計 1 6 3 件につきまして、ご審議いただくことになっております。 本日、委員のお手元に「令和 6 年第 9 回高島市農業委員会総会 議事案件資料」を配布させていただいております。ご確認をお願いします。 また、本日も各農業委員の皆さまには、タブレットを持参いただくこととなっており、総会資料をメールで送付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。 なお、個人情報保護の観点から、総会終了後は、データを削除していただくよう重ねてお願いさせていただきます。
事務局	改めまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 それでは、地村副会長よろしく願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後が続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和）
事務局	有り難うございました。総会の議事進行については、高島市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長にお願いさせていただきます。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、これより、「令和 6 年 第 9 回 高島市農業委員会総会」を開会します。本日の議事日程に従い、会議を進めます。日程第 1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、1 3 番岸田忠則委員、1 4 番山田善嗣委員のお二人を指名します。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第 2 報告事項を議題とします。

会長	第1「令和6年度滋賀県都市農業委員会連絡協議会第2回会長会について」は会長の私から報告させていただきます。 滋賀県都市農業委員会連絡協議会第2回会長会について、会長と事務局長が参加しましたので、私から報告させていただきます。 8月19日14時から大津市役所の会議室において開催されました。協議会メンバーの中で3名の会長が交代されましたので、改めて全員で自己紹介を行ったところです。議案としましては第5号議案として大津市の会長などが変更されたことから役員の変更が生じたものです。次に県農業会議からの情報提供があり、協議事項として職員研修が10月30日に、都市連の県外研修ですが、11月20日に開催されるということで決定されました。また職員研修は、米原市で開催され弁護士の先生を講師にお招きすること。県外研修については、四日市市に研修に行くことになりました。 なお、例年開催されております現地研修ですが、現地ではなく、JALレーク滋賀より、「ドローンを活用した農業現場の取り組みについて」会場で説明を受けたところです。また、大津市農業委員会からは「人工衛星画像とタブレットを活用した農地利用状況調査について」講演をいただいたところです。 以上、簡単な説明ですが、これで報告とさせていただきます。
会長	この件について、ご意見やご質問がありましたらご発言ください。 (質疑・意見なし)
会長	日程第2「報告事項」を終わります。 次に、日程第3報告第18号「農地の転用事実に関する照会について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。報告第18号 農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第5号の規定に基づき、これに回答したので、同条2項の規定に基づき報告します。令和6年9月10日。高島市農業委員会会長。番号1。土地の表示、地番4356番。地目、畑。面積105平方メートル。他1筆。計2筆243平方メートル。現況非農地。番号2。地番566番1。地目、畑。面積74平方メートル。現況非農地。番号3地番

	871番2。地目、田。面積482平方メートル。他1筆。計2筆723平方メートル。現況非農地。番号4。地番146番3。地目、田。面積255平方メートル。現況非農地。計4件1, 295平方メートル。 本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号4について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	以上で、日程第3「報告第18号」の案件を終わります。 次に、日程第4 議案第49号「農地買受適格証明願について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。
事務局	議案説明の前に、農地買受適格証明についてご説明いたします。本件は、大津地方裁判所において、民事執行法に基づく農地の競売の入札が、令和6年10月29日から11月5日まで実施されます。 この競売に参加するには、農業委員会が交付する「農地買受適格証明書」の提出が条件であることから、農地法第3条の許可申請があった場合と同様の審議を、本日、お願いするものです。本日配布の参考資料1をご覧ください。基本的な考え方として、競売等の買受適格証明書は、法的な根拠はなく裁判所に対し、農業委員会が行うサービス行為となり、法に照らし合理的な理由がなければ、特定の人や法人によって証明書の発行を断ることができないものとなっております。手続きの流れとしましては、2パターンございます。1つ目が、「入札期間が、総会開催日以後の場合」です。申請者より証明願が提出され、総会で審議ののち適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、農地法第3条許可を専決し、次回総会で報告するという流れです。2つ目が、「入札期間が、総会開催日前の場合」です。申請者より証明願が提出され、専決処分により適格証明書を発行します。その後、落札者より落札決定通知等の書類を添付し農業委員会へ提出があり、総会で農地法第3条許可を議決する。という流れです。

	今回、入札期間が、令和6年10月29日から令和6年11月5日までとなっており、今回は「入札期間が、総会開催日以後の場合」の対応となりますので、落札後、会長の専決により農地法第3条の許可書を交付することとなります。それでは、議案説明に入らせていただきます。4ページをお開きください。 高島市農委議案第49号。農地買受適格証明願について。上記の議案を提出する。令和6年9月10日。高島市農業委員会会長。農地買受適格証明願について。民事執行法に基づく農地の競売による農地等の買受にかかる次の農地買受適格証明願について審議を求める。5ページをご覧ください。農地法第3条関係（所有権の移転）土地の表示、1259番。地目、田。面積2909平方メートル他1筆。計2筆5931平方メートル。申請位置図等は、報告議事案件資料集の1～3ページをご覧ください。 番号1および番号2の案件は、競売事件番号が同一のため、一括して説明させていただきます。番号1の買受予定者の経営面積は1691.79アールです。番号2の買受予定者の経営面積は51.1396アールです。 いずれの買受予定者も、市内に居住しており、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、この競売財産をはじめ、耕作する権限のある農地すべてを、効率的に利用し、耕作を行うと認められ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
田中委員 (橋本委員)	1番田中です。本日は、3番橋本委員が欠席のため、意見をいただいておりますので、私から報告させていただきます。 番号1と番号2の買受予定者の方、双方ともしっかりと農業をされており、詳細については事務局の説明のとおりです。ご審議の程よろしく願います。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第49号「農地買受適格証明願について」を審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第49号「農地買受適格証明願について」を、採決します。申請のとおり交付することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

会長	全員挙手。 よって、議案第４９号「農地買受適格証明願について」は、申請のとおり証明することに決定しました。 次に、日程第５ 議案第５０号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	６ページをお開きください。高島市農委議案第５０号。農地法 第３条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年９月１０日。高島市農業委員会会長。 農地法第３条の規定による許可申請について、農地法第３条第１項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。 ７ページをご覧ください。１．所有権の移転。番号１．土地の表示、地番１０２９番。地目、田。面積 ５４０平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集４ページ、５ページをご参照ください。 申請地は、遠隔地に居住しているため、耕作することが難しく処分したい譲渡人である兄と、マキノ在住の譲受人である弟と、兄弟間で贈与により所有権移転するものです。 譲受人にあっては、これまでから申請地を管理しており、農作業経験も長く居住地に近いことから、これまでどおり水稻を作付けし農業の規模拡大を図る計画で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、所管する土地改良区からも許可申請に対して、差支えないとの意見書が提出されています。以上でございます。
事務局 (高木委員)	４番高木委員が欠席されることとなりました。高木委員より意見をいただいておりますので、報告させていただきます。 詳細は、事務局からの説明のとおりです。現地も確認させていただきました。譲受人も、これまでから適切に管理されておられ、特に問題は無いかと判断しました。審議の程よろしく願いいたします。
事務局	番号２から番号４は、譲受人が同一のため、一括して説明します。 番号２．土地の表示、地番８６７番１。地目、畑。面積８２４平方メートル。番号３．土地の表示、地番８６８番１。地目、畑。面積５２４平方

	メートル。番号4. 土地の表示、地番871番1。地目、畑。面積303平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集6ページから8ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため、畑地を耕作することが難しく処分したい譲渡人と、今津町在住で居住地に近く申請地の近隣で畑作をしている譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。 譲受人の農作業歴は6年あり、農作業経験は豊富で、トラクターをリースにて使用しており、申請地において、野菜を栽培する計画で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局 (采野委員)	急遽、采野委員が欠席となりました。采野委員より、意見をいただいておりますので、報告させていただきます。 現地確認もさせていただきました。詳細は事務局からの説明のとおりです。ご審議の程よろしく申し上げます。
事務局	番号5から番号6は、譲受人が同一のため、一括して説明します。番号5. 土地の表示、地番1102番2。地目、田。面積410平方メートル。番号6. 土地の表示、地番1103番2。地目、田。面積480平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集9ページ、10ページをご参照ください。 申請地は、相続により共有および単独で所有権をもったものの、高齢となり耕作することが難しく処分したい譲渡人と、昨年所有していた農地を転用したため、自家消費分の農地を確保したい高島在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。 譲受人にあっては、農作業経験は少ないものの、地元の農家の手伝いを5年程しており、トラクターやコンバイン等は、その農家から機械を借用し、申請地において、自家用の水稻を栽培する計画で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、隣接農地はこの後審議いただく農地法第5条にて、譲受人が貸し駐車場として転用される申請が提出されていることを申し添えます。以上でございます。
山田委員	14番山田です。申請内容につきましては、事務局からの説明のとおりです。ご審議の程よろしく申し上げます。

会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」所有権移転について、審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。
中川委員	事務局からの説明の中で、番号5・番号6の案件ですが、このあと農地法5条案件があるとのことだが、どういうことか？
事務局	今回の農地法3条案件の隣接地において農地法5条の申請があるとの説明をさせていただいたところです。
会長	他にご意見やご質問はありませんか？ (質疑・意見なし)
会長	ご意見、質疑が無いようですので、これより、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、採決します。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手

会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第５０号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号１から番号６の案件は、申請のとおり許可することに、決定しました。 次に、日程第６議案第４６号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	８ページをお開きください。高島市農委議案第５１号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年９月１０日、高島市農業委員会会長。 農地法第５条の規定による許可申請について、農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 ９ページをご覧ください。１．所有権の移転。番号１。土地の表示１１０２番１。地目、田。面積６００平方メートル。１１０３番１。地目、田。面積７１７平方メートル。計２筆。合計１３１７平方メートル。転用目的、貸し駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１１ページから１３ページをご参照ください。本件、譲受人は、自身の経営する会社の隣接地に、駐車場を設置する計画で譲渡人から売買により譲り受け、農地を転用するもので、これまでから、譲受人自身が申請人となり農地を管理していたことから、今回も同様に申請し、一体的に財産の管理を行なう計画です。 申請地は、経営する会社の従業員用の駐車場が手狭になったことから、新たに隣接地に駐車場を設置し、駐車区画を拡大するもので、譲受人本人と会社との間で賃貸者契約が締結されており、契約期間は令和６年１０月から１０年間となっています。農地区分は、申請地は、都市計画の用途地

	域（第１種住居地域）であるため、第３種農地として判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は、敷地内に水路と集水柵を設け、既設水路へ放流し、盛土は安定勾配による法面処理とし法面に段差を設け土砂の流出を防止することとしています。 隣接者承諾書も添付されており、万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和６年１０月から１２月の予定をしています。以上でございます。
山田委員	１４番山田です。申請内容については事務局からの説明のとおりです。先程の３条申請とあわせ、現地を確認してまいりました。特に問題はないと判断します。ご審議の程よろしく申し上げます。
事務局	番号２。土地の表示、５８１番１。地目、田。面積２１７平方メートル。５８２番。地目、田。面積８１６平方メートル。５８６番２。地目、田。面積６０８平方メートル。５８６番１。地目、田。面積３００平方メートル。計４筆、合計１９４１平方メートル。転用目的、駐車場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１３ページから１５ページをご参照ください。本件、譲受人は、来年の秋頃に現在の工場の南側に新工場を新設する計画で、これまで使用していた従業員用の駐車場と大型トラックの転回場所を一体的に整備するため、２名の譲渡人から売買により譲り受け、農地を転用するものです。農地区分は、申請地は、水道および下水道管が埋設されている道路の沿道で５００ｍ以内には小学校と病院が立地することから、第３種農地として判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。 周辺の被害防除については、雨水排水は、敷地内に水路と集水柵を設け、既設水路へ放流し、Ｌ字擁壁を設け、土砂の流出を防止することとしています。土地改良区からも同意が得られており、万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和６年１０月１日から１２月１日の予定をしています。以上でございます。
古田委員	１６番古田です。詳細は事務局の説明のとおりです。現地確認したところ間違いはありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

事務局	番号３および番号４は、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。番号３。土地の表示、地番６８０番１。地目、田。面積１２４９平方メートル。番号４。土地の表示、地番６８１番１。地目、田。面積１０７１平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の１６ページから１８ページをご参照ください。本件、譲受人は、高島地域において、宅地分譲地購入の需要が高まり事業規模を拡大するため、申請地において建設用資材置場として、２名の譲渡人から売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は、都市計画の用途地域外であり、水道管・下水道管が埋設されている道路の沿道に位置し、５００ｍ以内に中学校および医療機関が立地していることから、「第３種農地」と判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は、敷地内に水路と集水柵を設け、既設水路へ放流し、北側および西側、東側については、Ｌ型擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。資材置場への進入路は、住宅地域を開発した業者による位置指定道路を利用し、現在は、ガードレールが設置されていますが、施工にあわせ撤去する予定です。土地改良区からも同意が得られており、番号４の案件については、隣地承諾書が添付されています。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。 農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、許可後９０日後の予定をしています。以上でございます。
石津委員	１９番石津です。ただいまの事務局の説明とおりです。特に問題はありませんでした。審議の程よろしくをお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第５１号「農地法第５条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号１から番号４について審議します。 本件について、ご意見やご質問がございましたらお願いします。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第５１号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決します。「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

会長	全員挙手。 次に番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手。 次に番号３の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
会長	全員挙手。 次に番号４の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
事務局	会長 よって、議案第５１号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号１から番号４については、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、日程第７ 議案第５２号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。 事務局 １０ページをお開きください。高島市農委議案第５２号。相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について。上記の議案を提出する。令和６年９月１０日、高島市農業委員会会長。相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について。租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるため、特例適用農地等に係る適格者であることの証明願について審議を求める。 特例適用農地等の明細書は１１ページをご覧ください。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１８ページから２４ページをご参照ください。 相続人の方は、４０代の方です。農地基本台帳上は、２６筆、２２９．３８アールを経営されています。本件につきましては、租税特別措置法第７０条の６第１項に基づきまして、農地の相続税について納税猶予の適用

	を受けようとする方が、税務署に申告書を提出する際に、農業委員会が交付する「適格者証明書」の添付が必要なことから提出されたものです。 相続人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、「特例適用農地」を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、引き続き農業経営が行われると判断し、相続税の納税猶予の適用が受けられる被相続人、農業相続人の適格者としての要件を満たしていると考えます。 なお、特例適用農地については、相続税納税猶予の対象となる土地であることを確認しております。以上です。
地村委員	10番地村です。事務局の説明のとおりです。息子さんが相続され勤務を辞めて農業を継続されておられます。ご審議の程よろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第52号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。 本件について、ご意見やご質問はございましたらお願いします。 (質疑・意見なし)
会長	意見、質疑が無いようですので、これより、議案第52号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」採決します。本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第52号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、願出のとおり証明書を交付することに決定しました。 次に、日程第8議案第53号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	12ページをお開きください。高島市 農委議案 第53号。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。上記の議案を提出する。令和6年9月10日 高島市農業委員会会長。 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議を求める。特例適用農地等の明細書は

	13ページをご覧ください。申請位置図等は、報告・議事案件資料集24ページ25ページをご参照ください。 本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の徴収猶予の特例の適用を受ける者は、3年ごとに農業経営に関する事項を記載した継続届出書を税務署に提出する必要がある、その際に添付することとなっている農業委員会が交付する引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。相続した日から現在まで継続して適用を受けている農地において、今回、令和3年8月11日から約3年間、引き続き農業経営を行っている旨の証明を求められています。今回証明願のありました農地について、事務局において、転用や権利関係の移動等の調査を行いました、問題もなく、本人により農業経営が行われていることを確認いたしました。 以上でございます。
山田委員	14番山田です。内容は事務局の説明のとおりです。農業機械も持っておられ引き続いて農業に従事しておられます。審議の程よろしく願います。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第53号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第53号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を採決します。 本件につきまして、願い出のとおり証明することについて、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第53号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、願い出のとおり証明書を交付することに決定しました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。 (農業政策課職員 入室)

会長	それでは、再開させていただきます。次に、日程第9議案第54号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	14ページをお開きください。高島市農委議案第54号 高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和6年9月10日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。 1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。 2、公告予定年月日、令和6年9月20日。 高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課、南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画。令和6年9月20日 滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は16ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。1. 利用権設定について。(1) 利用権設定農用地は28筆。(2) 利用権設定面積は31, 228㎡でございます。(3) 利用権設定者は7名。(4) 農用地利用申出者は6名でございます。(5) その他利用権設定各筆明細は17ページから19ページのとおりでございます。 農用地利用申出者6名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより議案第54号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、議案第54号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を採決します。

	本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第５４号「高島市農用地利用集積計画の決定について」番号１から番号２８の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。
会長	続いて日程第１０ 議案第５５号「日程第１０ 議案第５５号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を議題といたします。 事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	２０ページをお開きください。高島市農委議案第５５号。農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について。上記の議案を提出する。令和６年９月１０日。高島市農業委員会会長。 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画（高島市）について意見を求める。 農用地利用集積等促進計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画。令和６年１０月３１日 滋賀県。農用地利用集積等促進計画は２２ページのとおりでございます。 こちらについても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。１．農用地利用集積等促進計画について。 （１）権利設定農用地は１１６筆。（２）権利設定面積は２３０，６０３平方メートル。（３）農地中間管理機構に権利の設定をする者（貸し手）は５４名。（４）権利の設定を受ける者（借り手）は１０名。（５）その他 農用地利用集積等促進計画は２３ページから３４ページのとおりでございます。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第５５号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。

中川委員	１１番中川です。直接、議案とは関係ないかもしれないが、せっくなので、担い手の農地集積に取り組む支援策として地域集積協力金があるが、その内容を説明していただきたい。また、今回明細書にある番号１１５番と１１６番の地番表記の中で、うちＡとなっているが、どういうことか？残地部分について、適切な維持管理ができるのか気になるところだが。
農業政策課	農業政策課の森と申します。地域集積協力金についてお答えします。まず、交付対象地域として３つの要件がございまして、同一市町内の一定区域であり、全域が同一の地域計画に含まれていること。構成戸数が複数戸であること。農地面積が農地台帳により明確であることが条件となり、交付要件としまして、交付対象面積の１０パーセント以上が新たに担い手に集約されること。地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する１ヘクタール以上の団地面積の割合が、令和６年２月末から令和７年２月末までに１０ポイント以上増加すること。のいずれかを満たすことが必要となっています。
農業政策課	農業政策課の南村と申します。 番号１１５番および１１６番の案件の地番表記にある、うちＡについては、内面積を表記しており、詳細は不明ですが、これまで、口頭による約束で契約していたものを、今回改めて権利設定を行ったと聞いております。
会長	このような内面積の場合には、全体面積と該当する部分を表記する方法で明細書を表記していただきたい。
農業政策課	次回から、このような内面積の場合には、全体面積と該当面積を表記するようにさせていただきます。
会長	他に、ご意見、ご質問はございませんでしょうか？ (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第５５号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。

会長	全員挙手 よって、議案第５５号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」番号１から番号１１６の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。 （午後３時０５分 議事終了）
----	---

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 1 3 番 _____

議事録署名委員 1 4 番 _____